

『物価・原油価格高騰』に関する 各種給付・支援のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (国の給付金)

電力やガス、食料品等(灯油を含む)の価格高騰による負担軽減を図るため、特に家計への影響が大きい低所得世帯を対象に、給付金を支給します。

【非課税世帯】

- ◎支給対象世帯／世帯全員の令和4年度市町村民税が「均等割非課税」の世帯
- ◎給付金額／1世帯あたり 5万円
- ◎手続き方法／対象となる世帯には、令和4年9月30日において、住民登録のある市町村から確認書が発送されます。(※稚内市は11月中旬に発送)内容を確認して、返信用封筒で返送してください。
- ◎確認書の返送期限／令和5年1月31日(火)【当日消印有効】

【家計急変世帯】

- ◎支給対象世帯／令和4年1月以降の任意の収入1か月の収入が減少し「市町村民税非課税相当」の収入となった世帯
- ◎給付金額／1世帯あたり 5万円
- ◎手続き方法／申請が必要です。必要書類を市給付金窓口にて持参するか、郵送で提出してください。
- ◎必要書類／・申請書 ・簡易な収入(所得)見込額の申立書
 - ・申請者の本人確認書類の写し ・振込口座を確認できる書類の写し
 - ・収入状況が確認できる書類の写し
 ※申請書・申立書は、市ホームページからダウンロードもしくは窓口で配付、希望者には郵送します。
- ◎申請期限／令和5年1月31日(火)【当日消印有効】

住民税非課税世帯等価格高騰対策給付金

エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯を対象に、経済的負担の軽減を図るため、上記記載の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」とは別に、給付金を支給します。

- ◎給付金額／1世帯あたり 2万円
- ◎支給対象世帯・手続き方法／上記記載の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」と同じです。
- ◎確認書の返送期限／令和5年1月31日(火)【当日消印有効】

市独自事業

問い合わせ／市給付金窓口 ☎ 23 - 6257

〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号 市役所4階第一委員会室

子育て応援価格高騰対策給付金

食料品等の価格高騰による負担軽減を図るため、特に家計への影響が大きい子育て世帯を対象に、給付金を支給します。

- ◎支給対象／次の両方に該当する方
 - ①令和4年9月30日において、本市に住民票がある児童
 - ②平成16年4月2日から令和4年9月30日までの間に出生した児童
 ※対象児童の住民票が稚内市外にある場合は対象になりません。
- ◎給付金額／対象児童1人につき 2万円
- ◎手続き方法／
 - (1)市子ども課から児童手当の支給を受けている世帯 ⇒ 申請は不要
令和4年11月上旬に対象者へ「確認書」を送付していますので、給付金の受給を希望しない、もしくは支給口座を変更する場合は、必要事項を記入の上、返送してください。
 - (2)上記以外の方(公務員、高校生のみを養育している世帯) ⇒ 申請が必要
令和4年11月上旬に対象者へ「申請書」を送付していますので、必要事項を記入の上、添付書類とともに返送してください。
- ◎申請期限／令和5年1月31日(火)【当日消印有効】
- ◎問い合わせ／市子ども課子ども・子育てグループ ☎ 23 - 6529

市独自事業

市独自事業

学生等価格高騰対策給付金

物価高騰の影響により、生活への経済的な負担が増加している19歳以上の市内の大学等に在学する学生・生徒に対する学業の継続および生活の支援を行うため、給付金を支給します。

- ◎支給対象／平成16年4月1日以前に出生し、令和4年9月30日時点において、市内大学、高等学校に在籍し、かつ申請時において、市内大学、高等学校に在籍していること
- ◎給付金額／対象学生・生徒1人につき 2万円
- ◎手続き方法／令和4年11月上旬に案内等が入った封筒を学校経由で配布していますので、対象の学生等は、返信用封筒等で申請してください。
- ◎申請期限／令和5年1月31日(火)【当日消印有効】
- ◎問い合わせ／市総務・スポーツ課総務・スポーツグループ ☎ 23 - 6518

高齢者・障害者施設等緊急支援金

市独自事業

エネルギーや物価高騰の影響を受ける高齢者・障害者施設などの負担を軽減し、利用者への負担増およびサービスの質の低下を防ぐため、各施設などへ支援金を支給します。

◎支給対象／市内の高齢者・障害者施設

入所施設①	介護老人福祉施設、介護老人保健施設など
入所施設②	グループホーム、短期入所生活介護事業所など
通所施設	通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所など

◎給付金額／

入所施設①	4万円×定員
入所施設②	2万円×定員
通所施設	5千円×定員

◎手続き方法／各施設を運営する法人等へ案内を郵送しますので、必要事項を記入の上、返送してください。

◎問い合わせ／市社会福祉課障がい福祉グループ ☎ 23 - 6453